

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外108名

被告 国

## 意見陳述書

2016年4月25日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 平山博久

### 1 はじめに

私からは、石木ダムは客観的に不要である点について意見を申し上げます。

### 2 長年に亘って完成していないこと

まず石木ダムの建設計画が出たのは1962年まで遡ります。

そして、本件事業認申請がなされたのが2009年であり、計画されるようになって事業認定申請までに実に47年もの時間を要しています。さらに、本件事業認定処分がなされたのが2013年であり、計画されるようになって実に51年もの時間を要した事業認定なのです。

そして、現在、2016年、当初計画から54年という長い時間が経過したにも関わらず、未だ石木ダムは完成していません。

真に客観的に必要な事業であれば、54年という長い歳月をかけるまでもなく、既にダムは完成しているはずです。

ですから、現時点でダムが未だ完成していない、その事実は石木ダムが客観的に不要であることを端的に示しているのです。

### 3 多数の住民ら・世論の理解を得ていないこと

また、本件起業地に居住している13世帯約60名の方々は、石木ダムを建設することに同意しておりません。

本訴訟の原告数は100名以上に及び、長崎地方裁判所佐世保支部に係属している石木ダムの建設工事等差止仮処分の債権者数は、500名以上に及んでいます。

これだけ多くの居住者、地権者、国民が、石木ダムは不要であるとして、手続の当事者として立ち上がっているのです。

多数の住民ら・国民は、盲目的に反対してきたわけではありません。

失われるもの、奪われるものが極めて重大な権利・利益であることは先の代理人意見陳述で申し上げました。

それらの重大な権利・利益と引き換えに、事業によって得られる利益が客観的に明らかになれば、これだけ多くの人々が当事者として行動するはずがありません。また、事業により得られる利益が客観的に存在するのであれば、皆、事業に同意するのであって、事業認定申請・事業認定処分すら不要のはずです。

いまだ、多くの居住者・地権者・国民の理解を得られていないことも、石木ダムが不要であることを端的に示すものです。

### 4 起業者が合理的な説明をできていないこと

ところで、石木ダムが、多くの居住者・地権者・国民の理解を得られていないのは、起業者が客観的且つ合理的な説明を拒否し続けてきたからです。

私たちは、居住者・地権者の理解を得たいとする起業者に対して、複数回にわたって、私たちが抱えている疑問点につき客観的な資料・客観的な事実に基づいて、明確に答えるようお願いをしてきました。特に、事業を進めるとの判断を行う長崎県知事・佐世保市長に対して、ご自身

の言葉で居住者・地権者を説得できるだけの石木ダムの必要性を説明するよう求め続けてきました。

しかし、起業者、長崎県知事、佐世保市長は、いずれも、私たちの合理的な疑問について客観的資料・客観的事実に基づき明確に答えることができませんでした。

石木ダムを推し進めようとする起業者ですら、私たちが抱く疑問点に対して客観的に説明することができなかつたのですから、そのような石木ダムが必要であるはずがありません。

#### 5 利水面・治水面のいずれにおいても不要であること

起業者が述べる利水面・治水面から必要性についても、これまでの起業者の説明会を通じて、利水面においては客観的事実から目を背け、恣意的に石木ダムありきの数字合わせをしているに過ぎないこと、治水面においても過去の水害の検証すら怠り、やはりダムありきの検討しかしていないことが明らかとなっており、石木ダムの必要性がないことは客観的に明らかです。

#### 6 さいごに

そのような起業者の事業認定申請に対して、事業認定庁は、客観的事実・客観的資料に基づき、客観的な必要性がない、起業者によるダムの必要性は虚構に過ぎない、と判断すべきでした。

そうであるにもかかわらず事業認定庁は漫然と石木ダム事業を認可したのです。

本訴訟の審理を開始するにあたり、必要性のないことが客観的に明らかかな事業によって先に述べた重大な権利・利益が失われてはならず、本件事業認定処分は取り消されるべきことを強く申し上げて私の意見陳述を終わります。

以 上